

# 防災市民組織補助金 計算サンプル

※ すべて税込みで計算

## 【例1】物品の購入について（保存食・保存水以外）

世帯数は 100 世帯 / 発電機 340,000 円で購入した場合

- 340,000 円購入  $\times 1/2 = 170,000$  円が補助額

⇒ 補助額は 170,000 円

（解説）

購入額の半額が市からの補助対象金額となるので、170,000 円が交付申請額。このケースでは「保存食・保存水」の購入がないため、世帯数による影響はありません。

## 【例2】上限額について（物品）

世帯数は 100 世帯 / 発電機 340,000 円 + 消火器 93,000 円で購入した場合

- 発電機 340,000 円 + 消火器 93,000 円 = 合計 433,000 円分購入
- 433,000 円  $\times 1/2$  額補助 = 216,500 円が補助額
- 但し、20 万円の上限額を超えているため、超えた 16,500 円分は補助されません

⇒ 補助額は 200,000 円（上限額）

（解説）

購入額の半額が市からの補助対象金額となるので、通常は発電機と消火器の購入費用の半額である 216,500 円が補助金額となりますが、補助金額の上限である 20 万円を超えているため、交付申請額は 200,000 円となります。上限額を超過してしまった差額の 16,500 円分については補助されません。また、このケースは「保存食・保存水」の購入がないため、世帯数による影響はありません。

## 【例3】上限額について（保存食・保存水）

世帯数は 100 世帯 / アルファ化米 80,000 円で購入した場合

- 保存食・保存水は 1 世帯 380 円  $\times 100$  世帯 = 38,000 円が上限額
- 80,000 円を購入  $\times 1/2$  額補助 = 40,000 円
- 但し、38,000 円の上限額を超えているため、差額 2,000 円分は補助されません

⇒ 補助額は 38,000 円（給食上限）

（解説）

購入額の半額が市からの補助対象金額となりますが、アルファ化米は「保存食・保存水」に当たるため、世帯数によって上限額が変わります。このため、通常の「購入費用の  $1/2 = 40,000$  円分」が補助額となるのではなく、「保存食・保存水等の上限額（組織の世帯数  $\times 380$  円）である 38,000 円分」が補助対象金額となります。上限額を超過してしまった差額の 2,000 円分については補助されません。

※ 保存食・保存水の上限額は組織の世帯数によって変動します。

#### 【例4】上限額について（物品＋保存食・保存水）

世帯数は 100 世帯 / アルファ化米 80,000 円＋発電機 340,000 円で購入した場合

- ・アルファ化米 80,000 円は【例3】のとおり世帯数の上限 38,000 円分の補助
- ・発電機 340,000 円は【例1】のとおり 170,000 円分の補助
- ・アルファ化米 38,000 円と発電機 170,000 円の合計は 208,000 円
- ・但し、20 万円の上限額を超えているため、超えた 8,000 円分は補助されません

⇒ 補助額は 200,000 円（上限額）

（解説）

購入額の半額が市からの補助対象金額となりますが、アルファ化米は【例3】のとおり「保存食・保存水」の上限額である 38,000 円、発電機は【例1】のとおり 170,000 円となり、合計すると 208,000 円になるため、上限額の 200,000 円が補助対象金額となります。上限額を超過してしまった差額の 8,000 円分については補助されません。

※ 保存食・保存水の上限額は組織の世帯数によって変動します。

#### <追加購入についての注意事項>

・「交付申請書（様式第1号）」の内訳に計上していない防災資器材を追加購入した場合、追加購入した防災資器材等に対する購入費用は補助の対象となりません。

→ 追加購入される場合には、当年度の補助金とは別に購入していただくか、翌年度の補助金申請までお待ちいただくなど、組織内でご検討の上ご購入ください。

・「交付申請書（様式第1号）」の内訳に計上した防災資器材等が、廃盤等により入手できず、別の代替品を購入した場合には、補助金交付の対象とすることができます。ただし、ご購入前に必ず危機管理課までご連絡ください。

・割引等によって実際の見積額よりも購入額の方が減額となった場合、その減額分に相当する交付済の補助金については差額を返還していただくこととなります。また、その差額を補填するために追加で防災資器材等を購入した場合でも、その品目については補助金の対象にはなりません。差額については返還いただくこととなりますので、ご注意ください。